

児童虐待等死亡事例検証報告書

【概要版】

平成25年3月

宮崎県社会福祉審議会
児童福祉専門分科会検証部会

目 次

1 検証の目的	1
2 検証の方法	1
3 事例の概要	1
(1) 概要	1
(2) 家族の状況	1
(3) 経緯	2
4 明らかになった問題点・課題	2
5 問題点・課題に対する提言	4
参考	7
1 検証組織		
2 検証の経過		
3 検証部会委員		
別紙	8

宮崎県社会福祉審議会運営要領

1 検証の目的

平成24年6月、本県で発生した生後4か月の乳児が死亡するという事案について、事実関係の把握を行い、死亡した児童の視点に立って問題点・課題等について検証し、再発防止のための方策を提言することとした。

なお、この検証は特定の機関や組織、個人の責任の有無を追求するものではない。

2 検証の方法

「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について（平成20年3月14日付雇児総発第0314002号）」に基づき、宮崎県社会福祉審議会児童福祉専門分科会検証部会において、次のとおり検証を行った。

- (1) 本事例には、市役所をはじめ児童相談所（以下「児相」という。）や病院など多くの関係機関が関与していたことから、本事例を管轄する児相や市役所から提出された資料を確認するとともに、関係機関へのヒアリングを実施し、事実関係の整理を行った。
- (2) 整理された事実関係に基づき、発生原因の分析や問題点、課題の抽出を行った上で、再発防止に向けた方策についての提言をまとめた。
- (3) 検証については、プライバシー保護の観点から非公開としたが、検証結果については、再発防止のために報告書として取りまとめ公表することとした。

3 事例の概要

(1) 概要

- ① 平成24年6月13日、生後4か月の男児（以下「本児」という。）が自宅において亡くなった。
本児は、児童虐待（ネグレクト）の疑いがあるとして市役所から通告を受け、児相が関わっていた乳児であった。
警察署は、同日、父親を本児への暴行容疑で逮捕したが、その後、父親は処分保留で釈放されている。
- ② 本児の世帯には、母親が若年であったことから以前より市町村が支援を行っていた。
- ③ 本児が受診した病院から「体重が減少しており、このまま放置しておくとも命にも危険が及びかねない」との情報を得た市福祉事務所（以下、「福祉事務所」という。）が、平成24年4月6日、児相にネグレクト疑いの事例として通告している。
- ④ 平成24年6月13日の午前1時過ぎ、父親が本児に暴力を振り、その後、救急搬送された病院で、本児の死亡が確認された。

(2) 家族の状況

父親	32歳	林業（アルバイト）
母親	18歳	主婦
兄	2歳	在宅
◎本児	4か月	在宅

(3) 経緯

① 児相への虐待通告までの市役所の対応

23年11月29日・本児の母子健康手帳の交付

24年2月10日(本児出生)

24年4月6日・本児が受診した病院から「本児の体重の増えが悪くこのままでは命に関わる」と連絡を受け児相に通告

② 虐待通告受理から本児死亡までの児相及び市役所等の対応

24年4月6日・本児の一時保護を検討(児相)

・連絡病院及び市保健センター(以下「保健センター」という。)に本児の状況を電話確認(児相)

24年4月7日・父親に本児の状況を電話確認(保健センター)

24年4月9日・母親と本児に面会(保健センター、福祉事務所)

・福祉事務所にて母親と本児を目視確認(児相)

24年4月26日・母親からの本児の施設入所について電話相談を受け、本児の施設措置を決定(児相)

24年4月27日(父親の意向により上記措置には至らず)

・要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)の個別ケース検討会議にて見守りを決定(児相、福祉事務所、保健センター、警察署)

24年5月1日・父親に本児の体調について電話確認(児相)

24年5月14日・要対協の個別ケース検討会議にて情報交換(児相、福祉事務所、保健センター、警察署)

24年5月18日・本児入院(肺炎)先の病院にて両親に面接(児相)

24年5月21日・本児の施設措置について父親に説明(児相)

24年5月25日(本児退院)

24年5月29日・本世帯への指導方針について検討(児相)

24年5月31日・要対協の実務者会議にて情報交換(児相、福祉事務所、保健センター、警察署、保健所)

・父親に本児の状況等を電話確認(児相)

24年6月1日・本児退院病院にて担当医に本児の治療方針を確認(児相)

・同病院にて父親から本児の施設入所について相談(児相)

24年6月11日・本児の一時保護について検討(児相)

24年6月12日・母親等の状況について児相に電話報告(福祉事務所)

・母親に本児の状況を電話確認(児相)

24年6月13日・児相へ本児死亡の電話連絡(警察署)

4 明らかになった問題点・課題

(1) 情報の収集・共有及び連携について

① 情報収集の方法について

- 子どもの安全のため、生活状況等を把握し、問題の本質等の明確化を図るために、家庭訪問は有効である。
児相や市役所は、家庭訪問を可能とするあらゆる方策を検討し、実行する必要があった。
- 虐待に至る養育環境上のリスク要因としては、家庭内における人間関係の問題、地域社会からの孤立、経済的不安、配偶者からの暴力（DV等）の存在などがあることから、家族が安心して本音で相談できる環境づくりに努める必要があった。
- 本児の体重の増加状況と体調不良の背景等について分析・検討し対応する必要があった。
- ② 関係機関の情報共有とそれに基づく連携の方法について
 - 要保護児童対策地域協議会における関係機関の連携の強化
複数の関係機関が対応する場合には、進行管理も含めた連携体制を明確にし、会議録等による書面化を図るとともに、それを関係機関に配布するなどして情報を共有し、対応の進捗等のケース管理を行う必要があった。
 - 医療機関との連携・情報の共有について
医療機関は、診療を通じて様々な児童虐待の兆候を発見しやすい立場にあり、ハイリスク世帯の情報を共有することで、新たな事実の発見にも繋がる可能性があることから、ケース検討会議等に医療機関の参画を得て、専門知識に基づく助言を得る必要があった。

(2) アセスメントの実施について

- ① 関係機関の対応について
 - 児相としては、通告先からの主訴の如何にかかわらず、親族を含めた家族関係や家庭の状況を主体的に調査した上で、アセスメントを行う必要があった。
 - 虐待の背景には、生活苦や夫婦間の問題など、複数の問題が複雑に絡み合っている場合が多い中、市役所は家庭の状況把握やキーパーソンへのアプローチについて、地域住民に最も身近な行政機関・支援窓口としての立場から、さらには、要対協の調整機関として、本世帯へのアセスメントを進める必要があった。
 - 乳児の適切な養育や安全の確保が重要な課題であったことから、アセスメントに際しては、保健所や医療機関といった専門機関の意見を踏まえた判断が必要であった。
- ② 一時保護の判断について
 - 一時保護の実施に当たっては、保護者の同意を得ることが望ましいが、一方で、子どもの安全が確保できるか否かの見極めを最優先に、かつ、客観的

に判断し、一時保護に向けた検討が必要であった。

5 問題点・課題に対する提言

(1) 情報の収集・調査について

- ① 通告を受けた後には、家庭訪問を積極的に実施すべきである。
- ② 虐待の未然防止及び早期発見のためには、市町村における「乳児家庭全戸訪問事業」及び「養育支援訪問事業」を実施すべきである。
- ③ 訪問活動をスムーズに進めるため、民生委員・児童委員（主任児童委員）等の協力について積極的に検討すべきである。

- 児相や市町村が通告を受けた場合、主訴や間接的に得られた情報のみでなく、実際に生活状況を確認し、的確な援助方針の判断をすることは重要である。
そのため、保護者の了承を得ることにこだわることなく、積極的に家庭訪問を実施すべきである。

- 乳児のケースについて自然な形で家庭訪問が可能な「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」や「養育支援訪問事業」等を実施し、養育支援や情報収集を行うべきである。
また、乳幼児を含めた全般的なケースへの対応を行う場合において、対応に困難を伴う場合は、子どもや子育て家庭への支援活動を行っている民生委員・児童委員（主任児童委員）の協力を得ることについて積極的に検討すべきである。

(2) 情報の整理と共有・連携体制について

- ① 関係機関からの情報については、文書による整理及び活用を行うべきである。
- ② 関係機関の役割分担の明確化を図るため、マニュアル作成に取り組むべきである。

- 市町村が行う児相への虐待通告の内容は、事案の本質的な問題の把握、緊急性等の判断が極めて重要であることから、緊急事案で口頭でのやりとりになる場合であっても、後日、自らが保有する情報について書類（児童記録票のコピー等）での提供を行うべきである。

- 要対協をはじめとする関係機関相互による情報交換や支援内容の協議を行うに当たっては、それぞれの機関が協議の内容を正確に把握し、各関係機関の役割分担を明確にする必要がある。

そのため、具体的に「どの機関が、どの課題に、どのように、どの程度の頻度で援助を行っていくのか」、「その援助の結果を、どの機関の誰に報告するのか」、「主担当機関はどこがするのか」等の役割分担を要対協の会議の中で明確に決定し、議事録などの書面の作成及び関係機関への配布により情報

を共有し、進行管理を行うべきである。

- 本事案のような場合には、保護者による不適切な監護が子どもを生命の危機に直面させる結果となることも想定されることから、児相や市町村は専門的な見地に基づく対応を行う必要があり、そのためには保健所や医療機関との情報の共有や連携が不可欠である。

そのため、児相や市町村は、要対協を活用し保健所や医療機関から情報を受けだけでなく、援助に必要な情報を提供し、情報を共有しながら、連携して対応すべきである。

また、要対協における支援検討に当たっては、乳児等の場合は特に専門的な助言を得る必要があることから医師等の参加を要請することが望まれる。

- 上記のような情報の文書化や役割分担の明確化を実現するため、関係機関で共通して使用できるために、子どもの安全確保のため最低限度必要となる対応項目を整理したチェックシートや、その対応の確認を行うためのチェックリストを整理した基本的な部分についての具体的な対応マニュアルを作成すべきである。

(3) リスク要因の客観的把握について

- ① リスク要因把握のためにアセスメントシートを活用すべきである。
- ② 児童の安全確保を最優先にした一時保護の判断を行うべきである。

- 児童虐待は、様々なリスク要因が絡み合って発生しており、児相や市町村は、リスク要因を有する家庭をできるだけ早期に把握し、緊急性や重篤度の判断を行い具体的な支援内容を検討する必要がある。

そのため、子ども虐待対応の手引きにある「支援の必要性を判断するための一定の指標」や「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」を必ず活用すべきである。

- 家族から、児童の施設入所を求める旨の申出や、子どもへの拒否感を訴えるような発言があった場合、家庭訪問が拒否されたことにより生活状況等の把握が困難なため、児童の保護の機会を逸してしまうこととならないよう、客観的で合理的な判断の下に児童の安全確保を最優先にした一時保護の実施に踏み切ることが重要である。

そのため、児相が客観的に一時保護の要否判断を行うに当たり、集められた情報を整理するために関係機関共通の「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」を活用すべきである。

(4) 児童相談所の体制整備について

- ① 市町村要保護児童対策地域協議会の体制強化に向けた支援に取り組むべきである。
- ② 児童虐待対応の中核機関として、専門性の向上に取り組むべきである。

- 児童虐待については、児童や家庭への適切な対応や、きめ細やかな支援が

重要であり、そのためには、市町村、警察、保健所、医療機関など多くの関係機関との連携が必要であることから、全市町村に要対協が設置されている。

しかしながら、中にはその機能を十分に果たしていない市町村もあることから、県は市町村への研修の充実に努めるとともに、児相は、市町村の後方支援のための組織の充実・強化を図る必要があるとともに関係機関に対するコーディネート機能の強化が望まれる。

- 児相は、児童虐待対応の中核機関として、本事案のような困難事例に的確に対応する役割が求められていることから、客観的で、かつ主体性を持った行動が求められている。そのため、専門的知識・技術等を確保できるよう、県は引き続き児相職員の専門性の向上に取り組むべきである。

参 考

1 検証組織

別紙「宮崎県社会福祉審議会運営要領」のとおり。

2 検証の経過

(1) 宮崎県社会福祉審議会児童福祉専門分科会検証部会

○第1回（平成24年 8月 2日）

- ・検証の目的の確認
- ・検証の方法、スケジュールの確認
- ・事例の概要把握

○第2回（平成24年10月22日）

- ・児童相談所、市役所及び保健所、医療機関等からのヒアリング結果報告
- ・問題点・課題の抽出

○第3回（平成24年12月25日）

- ・問題点・課題の整理
- ・提言の抽出

○第4回（平成25年 2月 5日）

- ・問題点・課題の整理
- ・提言の整理
- ・報告書取りまとめ

(2) 調査

市役所、保健所及び医療機関等へのヒアリング（6回）

3 検証部会委員

宮崎県社会福祉審議会児童福祉専門分科会検証部会委員名簿

(五十音順)

氏 名	役 職 名	備 考
安 東 末 廣	宮崎大学教育文化学部教授	
小 林 睦 代	主任児童委員	
高 橋 博	(社福) 宮崎県社会福祉協議会副会長	部 会 長
中 村 洋 子	保健師	
花 野 典 子	宮崎県立看護大学教授	副部会長
浜 田 恵 亮	(財) 宮崎県健康づくり協会健康推進部長	
増 田 良 文	弁護士	

別 紙

宮崎県社会福祉審議会運営要領

平成13年1月29日
福祉保健部福祉保健課

(趣 旨)

第1条 この要領は、宮崎県社会福祉審議会条例（平成12年宮崎県条例第13号。以下「条例」という。）第9条の規定により、宮崎県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(副委員長)

第2条 条例第5条の規定による委員長の職務の代理を行う者として副委員長1人を置く。

(専門分科会)

第3条 専門分科会は、専門分科会長が招集し、議長となる。
2 専門分科会長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、専門分科会を招集しなければならない。
3 専門分科会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
4 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。
5 臨時委員は、特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(副専門分科会長)

第4条 条例第7条第5項の規定による専門分科会長の職務の代理を行う者として副専門分科会長1人を置く。

第5条 委員は、いずれかの専門分科会に属するものとし、かつ、2以上の専門分科会に属することを妨げない。

第6条 民生委員審査専門分科会長及び児童福祉専門分科会長は、緊急やむを得ない必要がある場合には、委員に対し書面により意見を求め、当該専門分科会の決議に代えることができる。
2 児童福祉専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

(審査部会)

第7条 審査部会に審査部会長及び副審査部会長1人を置く。
2 審査部会長は、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によって、これを定め、副審査部会長は、審査部会長が指名する。
3 審査部会長は、審査部会の事務を掌理し、副審査部会長は、審査部会長に事故があるとき、その職務を行う。

第8条 第3条並びに第6条の規定は、審査部会の会議及び決議について準用する。

(処遇部会及び検証部会)

第9条 児童福祉専門分科会に、処遇部会及び検証部会を設ける。
2 処遇部会は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第6項に規定する児童の措置等に関する事並びに同法第33条の12に規定する被措置児童等虐待に関する通告等及び同法第33条の15の通知等に関する事について、調査審議等を行う。
3 検証部会は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項に規定する重大事例について、調査研究及び検証等を行う。

- 4 処遇部会及び検証部会に属すべき委員及び臨時委員は、児童福祉専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

第10条 処遇部会及び措置部会にそれぞれ部会長及び副部会長1人を置く。

- 2 部会長は、部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定め、副部会長は部会長が指名する。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理し、副部会長は、部会長に事故あるとき、その職務を行う。

第11条 第3条の規定は、処遇部会及び検証部会の会議について準用する。

- 2 処遇部会及び検証部会の決議は、児童福祉専門分科会長の同意を得て、児童福祉専門分科会の決議とすることができる。
- 3 児童福祉専門分科会長は、処遇部会及び検証部会の決議をもって児童福祉専門分科会の決議としたときは、その直後に開かれる児童福祉専門分科会においてその旨を報告するものとする。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉保健課において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる課又は出先機関が処理するものとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会に関するもの 福祉保健部福祉保健課
- (2) 高齢者福祉専門分科会に関するもの 福祉保健部長寿介護課
- (3) 児童福祉専門分科会並びに処遇部会及び検証部会に関するもの 福祉保健部こども政策局こども家庭課
- (4) 身体障害者福祉専門分科会及び審査部会に関するもの 福祉保健部障害福祉課

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は福祉保健部長が定める。

附則

この要領は、平成13年1月29日から施行する。

附則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年9月29日から施行する。

附則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。